

奈良県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和五年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 平原五條線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
1 3 7	五條市小島町四三 二番一先から 五條市宇野町二五 五番一先まで	前	一〇・二 ） 二三・六	二九・〇	高瀬橋 L 二一・ 五m 栄山寺トン ネル L 六二二二 ・〇m
		後	八・七 ） 四七・六	一〇五〇・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和五年二月十一日